

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部改正について

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市職員の自己啓発等休業及び修学部分休業に関する条例（平成20年藤沢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

第12条中「期間」を「修学に必要なと認められる期間」に改める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市職員の配偶者同行休業に関する条例を制定することに伴い、自己啓発等休業における休業期間の延長の承認について配偶者同行休業と同様とするため所要の改正をする等の必要による。